

## 会津若松市婚活支援事業補助金交付要綱

(令和5年3月31日決裁)

(令和6年3月28日改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する独身者の出会いを支援し、未婚化・晩婚化の解消により本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営するふくしま結婚マッチングシステムはぴ福なび（以下「はぴ福なび」という。）に入会するための登録料について、予算の範囲内で会津若松市婚活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関して、会津若松市補助金等の交付等に関する規則（平成4年会津若松市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 配偶者のない会津若松市内に住所を有する20歳以上の者をいう。
- (2) 会員 当該年度の4月1日から3月31日までの間にはぴ福なびの会員として登録され、補助金の交付の申請日において退会していない者をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付の申請日時点の年齢が39歳以下の独身者
- (2) 会員本人である者
- (3) 会津若松市暴力団排除条例（平成24年会津若松市条例第4号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していない者
- (4) 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) その他、市長が補助対象者として不適当と認めた者でないこと。

(補助金の交付対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、会員がはぴ福なびに入会するために支払った入会登録料とし、補助金の額は、支払った額の全額とする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間は、当該年度の4月1日から3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度末日までに、会津若松市婚活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会津若松市婚活支援事業補助金交付請求書（第2号様式）
- (2) 身分証明書（運転免許証等）の写し
- (3) はぴ福なび入会登録料の支払いを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、会津若松市婚活支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請者に対し、補助金の交付決定について通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 市長は、規則第16条の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、規則第17条の規定により、前項の規定による取消しをした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第9条 補助金の交付に係る手続については、規則第13条に規定する手続を省略するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。